

出資法人等に関する定期調査の結果について (令和4年度定期調査(令和3年度決算))

苫小牧市自治基本条例(平成18年条例第39号)第19条第2項の規定に基づき、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について調査及び検討を行いましたので、その結果について報告します。

市は、市の施策目的を実現するため、法人等の資本金、基本財産等への出資、出捐や、法人等への補助、人的援助としての派遣を行うなど、法人等の財政基盤に対する関与を行っています。これらの関与については、行政の肥大化の抑制、行政コストの削減等による財政健全化を不断に推進するため、定期的に見直す必要があります。

今回の定期調査では、当該法人等が果たしている公共的役割や市が当該法人等に關与した経緯とその理由を踏まえた上で、現在、市が行っている関与の目的が達成されているか、また、関与の必要性、有効性、効率性について検討を行いました。

なお、この出資法人等に関する定期調査は3年ごとに実施し、その結果を公表するものです。

1 令和4年度定期調査の対象となる法人等

出資法人等に関する関与の状況の定時公表(令和4年9月苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課公表)において対象となる41法人等のうち、次のいずれかに該当する1法人等を除いた40法人等を対象とします。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 当該法人等の資本金等の総額に占める市の出資の総額の割合が2分の1以上であるもの
- (3) 当該法人等への関与が法令等により義務付けられたものであるもの

2 出資法人等に対する出資等の評価

本調査では各出資法人等との関与について、細項目評価、一次評価、所管課評価、二次評価の4つの評価を行いました。各出資法人等の評価結果は、別紙の評価結果一覧及び「出資法人等に関する定期調査」調査票のとおりです。

- (1) 細項目評価…各評価項目にそれぞれ4つの細項目を設定し、所管課等がa～dの4段階で評価しています。各評価項目に関連する具体的な細項目を示すことで、客観性のある評価としています。
- (2) 一次評価…細項目評価の結果を基にしてA～Dの4段階で評価したものです。
- (3) 所管課評価…出資法人等への関与に係る様々な要素を勘案し、A～Dの4段階で評価しています。
- (4) 二次評価…出資等評価委員会において、総合的な見地から出資法人等に対する関与の妥当性について検討を行い、A～Dの4段階で評価しています。

3 出資等評価委員会による検討結果

出資等評価委員会は、調査対象法人等を所管する部長等から提出された報告書により、法人等に対する出資その他の財政的な援助及び法人等に一般職の職員を派遣することに

よる人的な援助について調査を行い、総合的な見地から関与の継続の妥当性について検討を行いました。

(1) 出資について

調査対象法人等に対して、市が出資をしているのは20団体あり、総合評価の二次評価は全てB評価（現状維持で継続）としています。

評価に当たり、配当がある法人等については、市として税外収入の確保に積極的な取組を行っている中で、財産の運用という観点からも出資を継続する妥当性があると判断しました。配当がない法人等についても公益的な理由等から、関与を継続することに合理性があると判断しました。

(2) 出捐について

市が出捐をしているのは19団体あり、総合評価の二次評価は全てB評価（現状維持で継続）としています。

法人は、市の求めに応じて出捐金を返還する法的義務を負いません。基本財産の処分については、当該法人等の任意により行うことが可能であり、基本財産に出捐した資金の返還を求めることは困難です。しかしながら、市としては出捐財産が断りなく費消されたり、市の意思に反した処分がされないよう、引き続き十分に留意する必要があります。

(3) 補助について

出資法人等の管理運営に対して、補助金を支出しているのは5団体です。

市では、安定した財政環境を確立するために、様々な事務事業の継続的な見直しを図っています。補助金についても、当該法人等との協議を重ねながら、予算編成時における財政部と各部とのヒアリング等において、恒常的に見直しを行っていることから、補助金の支出については、適正であると判断しました。

(4) 派遣について

調査対象法人等のうち、市が一般職の職員を派遣しているのは5団体あります。このうち、公益財団法人道央産業振興財団と一般社団法人苫小牧観光協会の2団体については、苫小牧市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第4号）の規定に基づき、常勤の職員として派遣しています。

いずれもその業務が公益の増進に寄与するとともに、本市の事業と密接な関連を有していることから、当該法人等に一般職の職員を派遣することには妥当性があると判断しました。

前回の調査（令和元年度実施）から令和3年度までの間、市では、財政基盤安定化計画 Second Stage によって、より安定した、強固な財政基盤を確立するための取組を進めてきました。また、効果的・効率的な行政運営を実現するために施策評価や事務事業評価を実施し、市が行う事業等の見直しを行ってきました。

これらの取組も踏まえ、調査時点における出資法人等に対する関与については、いずれも妥当であると判断します。